

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

規制の名称：リチウムイオン蓄電池設備を屋外に設置する場合の保有空地等の緩和

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省消防庁予防課危険物保安室

評価実施時期：令和5年4月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表1に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。

簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件：ii

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。

iii	<p>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの</p> <p>国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。</p>
iv	<p>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること</p>
v	<p>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。</p>
vi	<p>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。</p>
vii	<p>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。</p>

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

リチウムイオン蓄電池設備について、屋外に設置する場合に一定の要件を満たす場合は政令の規定の一部を適用しないこととする特例を設ける改正を行わなければ、事業者は引き続き従前の政令の基準を満たす必要があり、コストの削減を図ることができない（導入費、維持管理コストなど）。

特例を設けることにより、屋外にリチウムイオン蓄電池設備を設置する場合に設けるべき保有空地が小さくなり、これまで設置できなかった場所に設置することが可能になる。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

リチウムイオン蓄電池設備について、建築物に設けるものについては、危険物の規制に関する政令第19条第2項に基づく基準の特例がある一方で、屋外に設置する場合は特例がなく、同令第19条第1項により準用される同令第9条第1項の基準を満たす必要がある。リチウムイオン蓄電池設備を屋外に設置する場合であっても、一定の要件を満たせば、出火及び類焼の危険性が低く、消火活動の困難性や他の建築物等への延焼の蓋然性が低いと考えられ、政令の基準の一部を適用しない場合も安全が確保できると考えられるところ、現状では特例が設けられておらず、事業所に過大に負担をかけることになる。この解消のためには省令を改正し、一定の要件を満たす場合に政令の規定の一部を適用しないこととする特例を設ける等の改正が必要である。

【緩和の内容】

1. リチウムイオン蓄電池設備を屋外に設置する場合の基準の特例について

屋外に設置するリチウムイオン蓄電池設備について、幅3メートル以上の保有空地を確保し、堅固な基礎の上に固定し、キュービクル又はコンテナに収納し、告示に定める出火・類焼対策の規定に準拠している場合（指定数量の100倍以上を取り扱うものについては、冷却するための散水設備を備え付けているときに限る）に、政令の「保有空地」、「流出防止用の囲い」、「地盤面の危険物が浸透しない構造、適当な傾斜及び貯留設備の設置」及び「電気設備の防爆規制」の規定（以下、「保有空地等の規定」という）を適用しないこととすることができるようにする。

2. 特例により屋外に設置するリチウムイオン蓄電池設備の消火設備について

保有空地等の規定を適用しない場合の、屋外に設置するリチウムイオン蓄電池設備の消火設備の技術上の基準について、指定数量の30倍以上を取り扱うものについては、大型消火器及び消火器を、指定数量の30倍未満を取り扱うものについては、消火器を設置することとする。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

本改正前の基準を満たしているリチウムイオン蓄電池設備は、保有空地等の規定を満たしており、今回追加される危険物の規制に関する政令第19条第2項の特例によらずとも、同条第1項の基準を満たしている。よって、改正後も基準を満たしていることに変わりないため、本改正による追加の遵守費用は発生しない。なお、一般社団法人日本電機工業会の自主統計によると、令和3年度における定置用リチウムイオン蓄電池の出荷実績は約13万4,000台となっているが、本件空地保有の緩和等によりどの程度遵守費用が削減されるかについては、設置等場所数や設置等場所の土地価格等により左右されるため、定量的な把握が困難である。

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

本件改正により火災件数が増加した場合に増加要因を確認することが考えられるが、火災件数の増加要因は、既存の制度である消防本部からの火災報告により確認及び検証することが可能であるため、新たなモニタリングの必要性は生じない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

副次的な影響及び波及的な影響について、本改正後によって新たに導入される規定は、既存事業者と新規参入者との間で差異がない。また、既存のリチウムイオン蓄電池設備は改正後も基準を満たしていることに変わりなく、本改正により事業者が負担する新たなコストは発生しない。よって、競争に負の影響を及ぼすものではない。

安全面については、「リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策のあり方に関する検討会」において検討を行った結果、屋外に設置するリチウムイオン蓄電池設備について、JIS等の出火・類焼対策の規定に準拠し、キュービクル又はコンテナに収納されているものにあっては、出火及び類焼の危険性が低く、消火活動の困難性や他の建築物等への延焼の蓋然性が低いと考えられるとの結論に至った。また、リチウムイオン蓄電池設備に用いられるリチウムイオン蓄電池は固定されており、キュービクル又はコンテナの外に電解液が容易に漏れ出すことはないとの結論に至った。

5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

「リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策のあり方に関する検討会」（座長：三宅淳巳 横浜国立大学 理事・副学長）において得られた結論を踏まえ、改正を行うもの。

6 事後評価の実施時期等

⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本改正の施行状況を踏まえ、施行後概ね 5 年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

消防本部からの火災報告により、屋外に設置されたリチウムイオン蓄電池設備を原因とする火災について、その件数、焼損面積、損害額、詳細な出火原因等を分析することにより把握を行う。